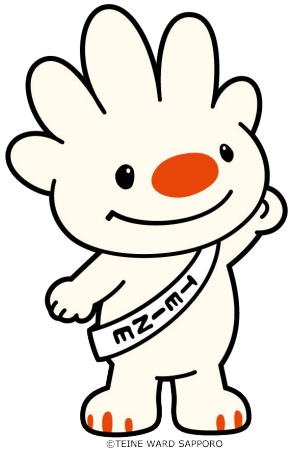
資料6-3

R8.11.12　札幌市地域ケア推進会議
「今年度の地域ケア会議の状況報告について」



手稲区新発寒地区の取り組み

高齢者世帯の見守りに関する
民児協、福まち、町内会の連携について



©TEINE WARD SAPPORO

札幌市手稲区第１地域包括支援センター
社会福祉士　佐藤　衣美

本日の発表内容（地区地域ケア会議まで）

地区連絡会議①

目的：想定される地域課題の抽出
回数：年度1回以上
内容：地区情報の整理振り返り、地域課題明確化のための個別地域ケア会議の事例選定

地域課題明確化のための個別地域ケア会議

目的：想定される地域課題が本当に地域の課題なのか確認
回数：各包括で年度1回以上
内容：地域課題の明確化

地区連絡会議②

目的：地区の地域課題について整理し、地区地域ケア会議の実施内容を決定する
回数：年度1回以上
内容：地域課題の抽出・分類整理、協議体等の他の会議で検討した方が良いと考えられるものを整理
　　地域課題の優先順位を決める（地区地域ケア会議において参加者と検討することも可）
　　地区地域ケア会議の内容を検討、アドバイザーの活用の検討

地区地域ケア会議

目的：地区の地域課題について地域と共有し、課題解決を検討する
回数：各地区で年度1回以上

手稲区 新発寒地区の概要

＜地区の特徴＞　※高齢化率32.6%（R8.4.1現在）

■持ち家（一戸建て）や年少人口の割合が比較的高く、一世帯の人数が多い。
■高齢化率が低い地区だったが、区内で急激に高齢化率が上昇。高齢者と同居している世帯が多いため、見守り対象外となる世帯が多い。
■同居家族がいても従前の関係が上手くいっていないなどで協力が得られなかったり、同居家族に障害や病気などがあり介入が難しい世帯が他地区より目立っている。
■家族と地域住民の関わりが少ないため、地域住民の負担が大きくなってから相談に至るケースが目立つ。
■認知機能の低下した方の「ひとり歩き（いわゆる徘徊）」に関する相談が増加している。

＜地区組織の見守り活動の特徴＞

※以下この機関を「三者」と表記する。

民児協	**担い手不足により違う町内会の民生委員が担う地区もある現状**
福まち	**各単町 福祉部が担当している。 福まちは広く浅い見守りが特徴で、年2回、見守り一斉訪問を実施**
町内会	**見守り活動を行っている町内会と行っていない町内会がある**

新発寒地区のこれまでの経緯

■ 福まちや町内会が見守り活動を行っていく中で、所在不明な方や心配な方について民生委員へ相談した際本人の状況を全く教えてもらえないことが多いという要因により、約20年間「しこり」があった。
民生委員が強く責められる背景には、「民生委員の守秘義務」という立場的制約のため情報提供が出来ないことを一部が理解できていなかったことにある。

■令和5年度、長年勤められてきた民児協会長より、「R7年12月の改選で自分が定年退任する前に、福まちとの関係改善に向けて、何らかしらの場を設けたい」とまちセン所長へ相談があった。

■民児協会長の意向を受け、見守り活動の担い手である三者の連携・協力を目的に、まちセン所長の協力を得て令和6年度より「三者会議」を年１回開催し、参加者から概ね好評だった。

■会議の冒頭で「相手を責める場ではなく、相手を尊重すること」を伝えるが、一部の福まち、町内会役員が民生委員に対し、強く責める発言があり、民生委員への過大な役割期待が背景にあると考えられた。

地区連絡会議①

＜内容＞

■三者はそれぞれ見守り活動を実施しているが、長年、連携が上手くできていないとの課題を受け、令和6年度より三者会議を開催してきた。

■会議の中で見守り対象者が増える一方で担い手は不足。三者で連携し情報共有を図りたいが「個人情報保護の観点から情報共有できないことも多く困っている」との意見が多くあがった。

■三者会議を開催するが、依然として個人情報の認識に差異があり連携できないことが多かった。

＜想定されていた地域課題（地区診断シートより）＞

■三者の地区担当者同士が接する機会がない地区が多く、個人情報の取り扱いの認識に差異があるため連携がしづらい。効果的な連携や活動につながっていない。

＜望ましい姿＞

■担い手が増えない中、三者それぞれが個人情報保護についての正しい理解した上で、情報共有し連携を図ることができれば効率的な見守り活動に繋がるのではないかと考え、個別のケースを用いて課題を具体的に検討する場を持つことが良いと考えた。

地域課題明確化の個別地域ケア会議

＜事例選定理由・経緯＞

■民生委員が退任後も支援を継続してきたが、介護負担が大きくなってから福まちに相談があったため、情報提供のタイミングが遅く福まちが戸惑ったケース

■見守り対象者の情報共有時、民生委員から「守秘義務があるから」と福まちへ共有されないことがあった。福まちとしては早期に相談を頂きたいと感じており、三者が連携の際の個人情報の取り扱いに関して共通認識を持つ必要がある。

＜参加者＞

福まち センター次長、単町 福祉部長、四者（区、2層ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ、包括、予防ｾﾝﾀｰ） **※以下四者と表記する**

＜会議での主な意見＞

■福まちとしては、情報提供されるまで「心配な方」という認識が全くなく、元気な方だと思っていた。

■相談のタイミングが遅く介護負担の大きさに驚いた。

■福まちとしては、認知症である等の情報は必ずしも必要なく「心配な方」と民生委員から伝えるだけで見守り活動の時に気にかけられる。また、見守り対象者が入院した際も入院先がどこかまでの情報は求めておらず「別のところにいる」などの情報があれば十分理解できる。

地域課題明確化の個別地域ケア会議

＜会議の結果＞

■見守り対象者について三者と情報共有し連携を図りたいが、個人情報の取り扱いについて認識のずれがあり、情報共有できないことも多く困っている。

■一方で必要なケースを共有したい場合、どこまでの情報が共有できるのか、福まち・民生委員も曖昧になっているため、守秘義務についての考え方をそろえる必要があることを確認した。

＜明確化された課題＞

■情報共有する際の伝え方について、三者で共有できていない。

■民生委員は守秘義務があり、福まちや町内会に情報提供をする際は本人の同意が必要だが、本人に情報提供してもよいかを確認する習慣がない。

■本人の同意がとれない場合は、個別地域ケア会議のツールを使って情報共有が可能であることを三者でできていない。

高齢者の見守りに関する三者会議開催

＜開催内容＞

■社協 事務局長が「専門機関とつながろう」と地域の見守りについて発表し、町内会ごとにグループワーク、新発寒地区独自の取り組みについての紹介も併せて行った。

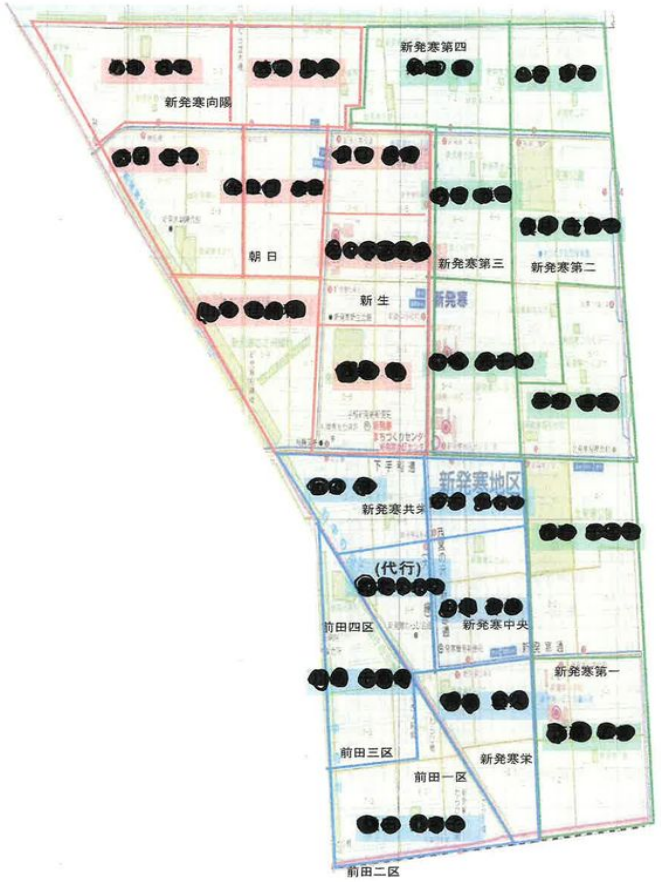
＜地区独自の取り組み　～民生委員の連絡先の共有～＞

■従来、民生委員名簿については「取扱厳重注意」とされており、社協と区、包括のみ取扱可能な情報であったが、新発寒地区ではまちセン所長の声掛けと民児協のご厚意により、①～③の方々は情報共有を可能とした。また、町内会ごとに民生委員が記載されている地図、町内会へ担当地区の民生・児童委員を紹介する案内も併せて配布した。

①町内会（町内会長＋福祉部長の若干名）
②福まち　センター長１名、センター次長４名
③まちセン所長１名、職員２名

町内会ごとに民生委員が記載されている地図

民生委員・児童委員　担当区域図



町内会へ担当地区の民生委員・児童委員を紹介をした案内

【各単町における回覧チラシ】

新発寒第一町内会のみなさま

ご存知ですか？

あなたの街の民生委員・児童委員

担当地域に暮らす住民の心配事や困り事、など身近な相談相手として

みなさんと同じ住民の立場で、「つなぎ役」としてサポートします。

相談上の個人情報は必ず守ります。

○民生委員・児童委員

●● ●●　担当地区/新発寒1条1丁目～2丁目、2条１丁目～2丁目

●●●●●　担当地区/新発寒3条1丁目～2丁目、4条1丁目～2丁目

○主任児童委員　●●●●● ・ ●● ●●



何か相談ごとなどがあれば、以下連絡先へご連絡ください。

【連絡先】

・新発寒まちづくりセンター　684-5557

・新発寒福祉のまち推進センター　644-2151

・お住まいの町内会の会長様

現在、当町内会で民生委員の欠員があります。地域福祉に関心のある方、やってみたい方、必要な件がありますので、手稲区保健福祉部 Tel681-2478、新発寒まちづくりセンター Tel684-5557に連絡ください。

新発寒地区民生委員・児童委員協議会

地区連絡会議②

＜三者会議のグループワークでの主な意見＞

■民生委員や包括が戸籍などの情報も知っていると思い込んでいる町内会役員もいた。
■福まちや町内会役員が民生委員に対し、個人情報の取り扱いについて理解が不足し、責める発言をする方もいた。
■町内会役員が相談を受けた時点で亡くなっていたケースが数件あった。こういう対応は民生委員が担ってほしいとの要望があった。
■民生委員の訪問を断っている世帯の情報がほしいと福まちから要望があった。
■民生委員が自宅から離れた町内会を担当をしているため、その町内会の仕組みが分からず連携に困ることがあると民生委員から意見があった。

＜地区地域ケア会議に向けて＞

■三者会議のグループワークで出た意見から、「見守り活動を行っていくための個人情報の取り扱い」について、三者の認識の差があるという課題を取り扱う方針とした。
■毎年役員が変わることを加味し、三者会議で互いの役割と個人情報の取り扱いについて繰り返し共有する必要があることを三者の代表に伝える方針とした。

地区地域ケア会議

＜地域課題＞

■三者が互いに連携の必要性は感じているが、情報共有した方が良いケースについて、民生委員の守秘義務規定や福まちの65歳名簿の取扱いにおける秘密保持がある中で、お互いにどこまで情報開示できるか分からない。

＜参加者＞

民児協会長、福まち センター長、連町会長、まちセン所長、四者

＜会議での主な意見＞

■民生委員は何でもやってくれると期待している人が多く、できないことがあると責められるなど、互いの役割の理解が不足している。

■民生委員としては「今更言われても」という批判も多く、感情的な意見を頂き涙する民生委員もいた。今後は過去の事は水に流し、「住んでいる人が住みやすくなるため」の視点で三者で見守り活動を行いたい。

■民生委員から、本人の個人情報提供の同意があったことで、町内会と福まちと情報共有ができたケースが最近２件あった。心配なケースは区の保健師に報告していることを知って欲しい。

■民生委員が守秘義務について責務を負っていることを知って欲しい。

地区地域ケア会議

＜検討結果＞

１．互いの役割について共有が必要

■福まちと民生委員の見守り方の違いについて共有できると良い。
■三者会議でお互いを責めることがなくなるよう目指していきたい。
■毎年役員が変更になるためお互いの役割を理解していくことが重要。
■三者会議は、誰かの対応を批判する場ではないことを共有し、次年度は企画段階から三者の代表が四者とまちセン所長と話し合っていく。

２．守秘義務に抵触しない形の情報共有が必要

■民生委員には守秘義務があり、本人の同意なく個人情報を町内会等へ伝えることは難しい。
①情報共有について「本人の同意」を得ることと本人へ確認することを習慣化する。
②「本人の同意」が得られない場合、病名や入院・転居先までの詳細な情報ではなく「少し心配な方がいる」「別の所にいる」など、見守りに必要な情報の「伝え方」について検討する。
③「本人の同意」が得られない場合でも情報共有が必要ケースは、個別地域ケア会議が活用できることを四者から三者へ周知する。

＜取り組み内容＞

■三者に会議内容をまとめた資料を配布し、反応をモニタリングとする。

まとめ・感想

■これまでは個別地域ケア会議での地域課題を四者のみで検討していたが、想定された地域課題が本当に地域住民も感じている課題なのかを確認する仕組みがなかった。

■令和8年度、地域ケア会議の仕組みが変わったことで、四者で挙げた地域課題が、本当に地域住民にとっての課題なのかを、会議を通じて地域住民から直接確認ができる良い機会となった。
住民の声をもとに地域課題に根拠を持って取り組んでいけるようになった。

■課題明確化の地域ケア会議を開催することで、地域住民と共有した地域課題を三者の方々に「我がごと」として捉えてもらうことができた。また、地区地域ケア会議で取り上げる地域課題が明確になった。

■当センターでは全地区で課題明確化の個別地域ケア会議を開催したことにより、センター全体としても地域課題をより考える機会が増えた。

